

第1回及び今次会合における個人情報保護法上の規律、民事裁判例の状況、顔識別機能付きカメラシステムの技術的特徴や評価に関する説明を踏まえ、以下の観点からご議論いただきたい。

1. 顔識別機能付きカメラシステムを利用することが有効かつ必要であると考えられる場面
  - 目的（テロ・重大犯罪防止、万引防止、行方不明者・徘徊者搜索、その他）
  - 設置場所
  - 撮影態様 等
2. 事業者に対応が求められる事項（上記目的の別にも着目して）
  - 個人情報保護法の規律と不法行為法上の留意点の異同も踏まえ、事業者にはどのような対応が求められるか。
    - ✓ 個人情報保護法上の規律が存在する事項について、より高い水準で行うべきもの
    - ✓ 個人情報保護法上の規律は存在しないが、不法行為法上の観点から行うべきもの
  - 等